

(目的)

第1条 この要綱は、一般の公共交通機関を利用することが困難で、移動時に車椅子等が必要な者に対し、親族または住民が組織する団体や地域福祉活動実践者（以下「利用者」という。）が社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する福祉車両（以下「車両」という。）を借り受け、自助・互助による移送支援活動の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 車両の貸出しを受けることができる利用者は、市内在住または活動の本拠を置き、地域住民による支え合い活動として送迎支援に取り組む者とする。ただし、親族については移送を希望する者が市内に住所を有している場合この限りではない。

(貸出期間)

第3条 車両の貸出期間は、原則1ヶ月あたり4日以内、連続する貸し出しは3日以内とする。この場合において、貸出期間の末日が12月29日または30日に当たることとなるときは、当該貸出期間の末日は、翌年の1月4日とし、当該期間の受け渡しは行わない。

2 車両の継続検査および修理の期間は貸出しを行わない。

(申請)

第4条 車両の貸出しを受けようとする団体等は、原則、借受希望日の2か月前から3日前までに、米原市社会福祉協議会福祉車両貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次号に規定する運転者に係る運転免許証の写しおよび車両運行計画書を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、運転者の氏名を記入しなければならない。この場合において、当該運転者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 運転免許を取得した日から1年以上経過していること。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による運転免許の効力の停止を受けていないこと。

(3) 車両による事故を起こし、行政処分を受けた者にあつては、当該事故を起こした日から1年以上経過していること。

(決定)

第5条 本会会長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、利用の承認または不承認を決定するものとする。

2 本会会長は、車両の貸出しを決定したときは、米原市社会福祉協議会福祉車両貸出承認通知書（様式第2号）により、不承認の決定をしたときは米原市社会福祉協議会福祉車両貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(貸出しの申請の変更および取り消し)

第6条 車両の貸出しの承認を受けた利用者は、貸出しの申請の変更および取り消しをするときは、あらかじめ本会会長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、貸出しを受けた車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、交通関係法令、第13条に規定する車両の安全運転管理者の指示事項等を遵守し、安全運転および事故防止に努めなければならない。

3 利用者は、車両を利用する権利を他人に譲渡し、もしくは転貸し、または車両の貸出目的以外に使用してはならない。

(貸出しおよび返還)

第8条 利用者は、車両の保管場所において、米原市社会福祉協議会福祉車両貸出承認通知書を提示して、車両の貸出しを受けるものとする。

2 利用者は、車両の貸出期間が満了したときは、米原市社会福祉協議会福祉車両貸出利用報告書（様式第6号）の内容に基づき点検を行い、車両の保管場所に返却しなければならない。

3 車両の貸出しおよび返却の取扱時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用者負担)

第9条 車両の貸出しは、無料とする。ただし、燃料費、有料道路料金等車両の運行に直接必要とする費用については、利用者の負担とする。

(貸出しの承認の取り消し)

第10条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸出しの承認を取り消し、米原市社会福祉協議会福祉車両貸出承認取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

- (1) 故障、修理等により車両の運行が不可能になったとき。
 - (2) 災害等により車両の運行が不可能になったとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により、貸出しの承認を受けたとき。
 - (4) 利用者が第2条に規定する対象者の要件を備えなくなったとき。
 - (5) 利用者が第7条に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (6) 運転者が第4条第2項に規定する運転者の要件を備えなくなったとき。
- 2 利用者は、前項の規定による取消しを受けた場合において車両の貸出しを受けているときは、直ちに当該車両を車両の保管場所に返却しなければならない。
- 3 本会は、第1項の規定による取消しにより生じた利用者の損害については、一切の責任を負わない。

(事故の取扱い)

第11条 利用者は、貸出しを受けた車両に係る事故が発生したときは、負傷者を救護する等必要な措置を講じるとともに、直ちに警察署等の関係機関ならびに本会に連絡しなければならない。

- 2 利用者は、前項の措置を講じた後、速やかに米原市社会福祉協議会福祉車両事故報告書(様式第5号)を本会会長に提出しなければならない。
- 3 利用者は、貸出期間中に発生した事故については、事故処理の終結に至るまで責任を負うものとする。

(損害賠償)

第12条 本会は、貸出した車両に係る事故に伴う損害については、本会が契約している自動車損害賠償責任保険および任意保険(以下「保険」と総称する。)により対応するものとする。

- 2 前項の保険で対応できない損害について本会が被害者に賠償したときは、本会は、当該賠償した額の全部または一部を利用者に請求することができる。
- 3 本会は、利用者の故意または過失による車両の故障、損壊または盗難について、利用者にその賠償を請求するものとする。

(安全運転管理者)

第13条 道路交通法第74条の2第1項に規定する車両の安全運転管理者は、貸出す車両の保管場所の安全運転管理者とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。